

番号	1. 1
項目	2013 年改定前基準との差額保護費の遡及支給をすること。
(回答) 今回の追加給付は、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」(令和 8 年 2 月 20 日付令和 8 年厚生労働省告示第 43 号) 及び「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について」(令和 8 年 2 月 20 日付社援発第 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知) に基づき、行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6468-1170

番号	1. 2
項目	生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を行うこと。
(回答) 「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて」(令和 8 年 2 月 20 日付厚生労働省発社援 0220 第 9 号厚生労働事務次官通知)により、生活保護と同様の給付を行っている制度(中国残留邦人等に対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分))については、生活保護と同様に追加給付を行うこととなっております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6468-1170

番号	1. 3
項目	生活保護利用世帯の生活実態を調査し、それをふまえた国への要望と自治体独自の支援策の実施を行うこと。
(回答) 今回の追加給付は、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」(令和8年2月20日付令和8年厚生労働省告示第43号)」及び「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について」(令和8年2月20日付社援発第0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、行っています。 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6468-1170

番号	2. 1
項目	自治体独自の問い合わせ窓口をつくること。
(回答) 令和 8 年 7 月 1 日に大阪市生活保護費等追加給付支給事務センターを開設し、追加給付の概要や追加給付の対象、申出方法、申出後の進捗状況等をご案内しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6468-1170

番号	2. 2
項目	追加給付の決定通知は、厚生労働省の示す様式（令和 8 年 2 月 20 日付・社援発 0220 第 1 号・別添様式）に基づき通知すること。
（回答） 厚生労働省は、保護受給中世帯に係る保護追加給付決定通知書について、原告を除き、現行の生活保護事務処理システムを活用して作成することも差し支えないとしており、それにより通知書の表題が「保護決定通知書」のままであることや、加算等の内訳の記載がないことも事務負担軽減の観点からやむを得ないものと整理しています。 本市においても速やかに支給するという趣旨で現行の生活保護システムから出力される決定通知書を使用しているところです。 なお、保護廃止世帯に係る保護追加給付決定通知書については、厚生労働省の示す様式で通知する予定です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6468-1170

番号	2. 3
項目	追加給付はすみやかに支給すること。
(回答) 保護受給中世帯に対する支給は、国において、自治体の準備状況に応じて、順次支給を開始し、令和8年度中の支給を想定とされているところ、本市では令和8年4月以降順次実施しています。 保護廃止世帯に対する支給は、国で全国の申出受付期間を統一的に示す予定としており、申出開始時期を令和8年夏頃からとしております。申出開始以降、速やかに支給できるよう準備を行っているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6468-1170

番号	2. 4
項目	給付対象の保護廃止世帯について イ. 記録が残っている世帯については、本人の申し立てがなくても支給すること。 ロ. 給付漏れのないよう広報・ポスターなどで周知すること。
(回答) 保護廃止世帯については、当時の世帯主からの申出を踏まえて追加給付を行うこととなっております。 国における各種広報媒体を活用した周知が行われる予定であるほか、本市においても市広報紙やホームページでの周知等を予定しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6468-1170

番号	3. (1). 1
項目	生活保護制度は、憲法 25 条に基づく国民の権利であることを府民（市民）に広報やポスターなどを通じて、周知すること。
(回答) 大阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度の概要について周知するとともに、生活に困窮されている方や保護の受給を希望される方は、ためらわずに各区保健福祉センターに相談されるよう案内しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 2
項目	夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう求めています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3.(1).3
項目	夏季、年末一時金は復活すること。
(回答) 夏期と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止したところであり、復活させることは困難です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3. (1). 4. イ
項目	エアコンの設置・修理について すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
(回答) 一定の要件を満たす場合は、冷暖房器具購入にかかる費用および設置費用が扶助されます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 4. ロ
項目	エアコンの設置・修理について 冷房器具の支給要件はなくすこと。
(回答) 生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 4. ハ
項目	エアコンの設置・修理について エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
(回答) 現行の保護の実施要領では、エアコンの修理費用について住宅維持費の特別基準として支給する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1) . 4. ニ
項目	エアコンの設置・修理について 当面、エアコン購入のための生活福祉資金貸付の返済金を控除すること。
(回答) 貸付金の償還金を控除する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 5. イ～ホ
項目	申請権の確立について イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。 ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。 ハ. 申請の意思を確認すること。 二. 申請の意思を示した人には、ただちに申請を受理すること。 ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。
(回答) イ. 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。 ロ. 申請に際しては、要保護者の申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮しているところです。 ハ・面接時に本日の申請意思を確認しているところです。 二. 申請の意思が確認できれば申請書を交付し、速やかに提出するよう説明し、申請書が提出されれば、受理しているところです。 ホ. 申請意思を示した日を申請日としているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 5. へ～リ
項目	申請権の確立について へ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。 ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。 チ. 申請手続きは簡素化すること。 リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
(回答) へ. 申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策を検討し助言する一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。 ト. 申請時に申請者の要請により同席を求める場合は、個人情報の保護に留意しながら、適宜対応を行っているところです。 チ. 保護の要否判定のために要保護者から必要な書類（同意書等）を提出していただいています。 リ. 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 本市における生活保護受付面接担当の業務は、生活に困窮した方が相談に訪れた際、相談者の状況把握や生活保護制度の説明等を行うものであり、マニュアルの策定や研修等により、業務に必要な知識の習得や資質の向上を図っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 6
項目	申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
(回答) 保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 7
項目	保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
(回答) 保護の決定は迅速に行うよう心がけておりますが、法定期限である 14 日を越える場合には、生活保護法第 24 条第 6 項のとおり、通知に決定が遅れた理由を記載しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 8
項目	個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
(回答) 生活保護法第 29 条に基づく調査は、大阪市個人情報保護条例第 6 条第 3 項の「法令等に定めがあるとき」にあたるものと解されます。 同意書は、世帯の代表者だけではなく世帯員一人一人に記入いただくこととしています。ただし、18 歳未満の方は、親権者の同意で問題ないと考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 9
項目	保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 10. イ. ロ. ハ
項目	ケースワーカーについて イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。 ロ. 職員の配置は、被保護人員 60 人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。 ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 生活保護は世帯を単位としていますが、職員の配置については、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助を行う職員や高齢世帯への訪問を行う職員、自立支援プログラムによる必要な支援を行う職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。 なお、年間を通じて各区保健福祉センターで従事する職員へ、研修を実施しています。生活保護法の適切な運用に関する研修の他、様々な課題を持つ個別ケースへの対応や、対人援助技術を習得するための研修としており、それらの研修を実施することにより職員の資質向上と、業務実施水準の向上を図っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 1 1
項目	関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
(回答) 本市では、平成 27 年 4 月より、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。 見守り相談室では、要援護者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方など、支援を必要とする方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでおります。 また、ライフライン事業者等が、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらうよう、地域見守りの取組にかかる連携協定を締結し、連絡があった時は区と見守り相談室が連携し、安否確認を行うことにより、支援を必要としている方の早期発見に取り組んでいます。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	3. (1). 1 2. イ～ニ
項目	扶養義務調査について イ. 扶養照会はやめること。 ロ. 扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。 ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。 ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制はしないこと。
	(回答) イ. 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 ロ. 扶養照会を行うにあたっては、必ずしも本人の同意を得るものではありませんが、一律に扶養照会を行うものではなく、個々の状況から判断して扶養照会を行っております。 ハ. 扶養照会書については、生活保護法施行細則準則に則っています。 ニ. 扶養能力調査において、収入申告や資産申告は強制しておりません。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 1 3. イ～ニ
項目	資産申告書について イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。 ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。 ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。 ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
(回答) イ. 資産については少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。 ロ. 資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。 ハ. 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。 ニ. 被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3.(1). 14.イ.ロ
項目	就労について イ. 就労指導は、27条の精神に基づき、当事者の意思を尊重すること。また、就職活動に必要な携帯電話の契約については、行政が支援や貸与を行うこと。 ロ. 就労した際の基礎控除やその他の勤労控除について十分に説明すること。
(回答) イ. 就労指導は、稼働能力を有する被保護世帯の方に対し、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、実施機関が行うものです。 今後とも就労指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 ロ. 就労収入の申告をしていただく際は、収入の取扱いや基礎控除等について適切に説明をしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 15
項目	63 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
(回答) 収入認定につきましては、保護の実施要領で定められたとおり、収入に関する申告や調査により得られた収入額に対し、必要経費などを控除し、収入額を認定するよう取り扱うこととなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 16
項目	78 条の適用について イ. 生活保護法 78 条の器械的な運用はやめること。 ロ. 返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。 ハ. 「生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。
(回答) イ. 法第 78 条の決定にあたっては、収入の申告状況や世帯の状況等の個別具体的な事情を丁寧に把握したうえで、画一的・器械的な判断とならないよう、ケース診断会議等に諮る等、組織的に検討しています。 ロ. 生活保護法第 78 条の 2 により、申出に基づき行っています。 ハ. 申出書の提出については、強制ではありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 17
項目	「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身世帯5千円、複数世帯1万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
(回答) 生活保護法第78条の2による費用徴収（保護金品等との調整）については、厚生労働省通知に基づき、単身世帯5千円、複数世帯1万円程度を上限の目安として保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合に取り扱っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3. (1). 18
項目	一時扶助について 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。
(回答) 一時扶助を含む生活保護の基準及び程度については、国が定めることとなっています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3.(1).19イ.ロ.へ.ト
項目	住宅扶助について イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。 ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。 へ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 ト. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。
(回答) イ. 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 ロ. 国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。 へ. 共益費につきましては、生活保護法施行令、生活保護法施行規則で生活扶助に位置づけられております。また、別途支給する取扱いはありません。 ト. 現行の保護の実施要領では、公営住宅入居を理由として敷金等を支給する取扱いはありません。しかし、現住居の家賃額より低額となり、かつ転居することが当該世帯の自立更生に資すると認められる場合、敷金を支給することは可能です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3. (1). 20
項目	税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
(回答) 保護開始前の滞納保険料等については、最低生活費から支払うと生活困窮となるため担当部局へ相談するよう指示しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 2 1
項目	自動車保有を認めること。
(回答) 自動車保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 22. イ
項目	医療を受ける権利について 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
(回答) 医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、原則として被保護者の申請に基づいて医療扶助を決定し、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、医療扶助にオンライン資格確認が導入されたことにより、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこと、急迫した事由等やむを得ずマイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合は、医療券を発行して行うこととされています。 そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8089

番号	3. (1). 22. ハ
項目	入院時の基準生活費・入院患者日用品費は、実態に応じた額に引き上げること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3.(1). 22. ホ
項目	医療を受ける権利について 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。
(回答) 3.(1). 22. イのとおり、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされたことから、本市におきましても、令和6年9月に医療扶助のオンライン資格確認を導入するとともに、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。 本市といたしましては、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入やマイナンバーカード取得の意義についてご理解をいただいた上でマイナンバーカードを取得していただくよう、今後も被保護者へ丁寧の説明し、支援を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8089

番号	3. (1). 23
項目	大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。
(回答) 医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。 そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。 一方、国では、令和2年3月5日付け生活保護関係全国係長会議資料の中で、『「最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することについて、対策が必要となる可能性がある。』と述べられていることから、本市としまして、今後は、国の動向に注視し対応したいと考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8089

番号	3.(1).24.イ
項目	移送費について 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。
(回答) 通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付要否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8089

番号	3. (1). 24. ハ
項目	移送費について 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
(回答) 求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。 また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 25
項目	申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
(回答) 生活保護の支給決定を受けている方に対しては、生活保護費の支払い開始日までのつなぎ資金として、緊急援護資金貸付事業において貸付を実施しております。 また、生活保護受給世帯においても、大阪府社会福祉協議会が実施・運営している生活福祉資金貸付制度の貸付の対象となることがあります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話： 06-6208-8054

番号	3. (1). 26
項目	生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
(回答) 生活保護法第 24 条に基づき、保護決定に際し生活扶助費等の明細を記入した保護決定通知書を送付しています。 また、金額等に不明な点があれば、ケースワーカーに問い合わせさせていただいているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 27
項目	加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
(回答) 日常からケースワーカーの研修や、査察指導員のチェック体制の整備等により漏給が生じないように指導しているところです。 また、漏給があった場合には実施要領に従い速やかに確認月の前々月分まで遡及して支給しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 28
項目	葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
(回答) 実施機関の窓口に来られた遺族の方に対しては、葬儀費用の捻出にお困りの状況であれば生活保護法による葬祭扶助があること、また、その申請先について適切に説明をしています。 また、葬儀組合・医療機関・民生委員からも親族・遺族へ説明していただけるように、制度説明を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 29
項目	高校生のアルバイトは収入認定しないこと。収入認定のことなど、子どもにも分かりやすく説明すること。
(回答) 高校生のアルバイト収入については、実施要領に基づき基礎控除、20歳未満控除はもとより、高等学校等就学費の対象とならない経費（修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費等）に充てる場合、又は就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを実施機関が認めた場合に収入認定除外の取扱いとしており、取扱いについても周知しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3. (1). 30
項目	自転車保険の加入保険料やヘルメット購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。
(回答) 自転車保険やヘルメットの購入費用については、高校生等の通学のために必要と認めている場合は教育扶助や高等学校等就学費で支給が可能です。また、高校生等以外で通勤のために必要な場合は、就労収入から必要経費として控除可能となっております。 上記以外の場合について、現行の保護の実施要領では支給又は控除する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (1). 3 1
項目	大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
(回答) 大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うことになります。 なお、稼働能力を十分活用する等保護の要件を充足したのち更に夜間大学に就学する場合は、世帯内において就学することが認められているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	3. (2) . 1 ~ 1 1
項目	国に要求すること 1. 最高裁判決に基づき、生活保護基準は2013年7月以前の基準に戻し、物価の上昇に見合う引き上げを行うこと。 2. 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。 3. 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。 4. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 5. 生活保護は全額国庫負担とすること。 6. 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。 7. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。 8. 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。 9. 単身者が死去した際も葬祭扶助を支給すること。 10. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費は、実態に応じた額に引き上げること。 11. 治療材料のひとつとして、補聴器も支給対象とすること。
	(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう伝えております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012